

8 市税を納めるには

(1) 納期限内に納めましょう

決められた納期限までに市税が納付されない場合、滞納として督促状が送付されます。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も併せて納めなければならない場合もあります。滞納を放置すると、財産の差押えなどの滞納処分を受けることにもなります。

市税の滞納は、市民のみなさん全体の不利益となります。滞納を解消することを目的とした事務処理のために、多くの時間と費用が必要となり、これらの費用も市民のみなさんの貴重な税金から支出されることとなります。

税金が、市民のみなさんのための福祉・教育・その他あらゆる行政活動に資する財源として有効に活用されるよう、市税の納期限内納付についてご協力ください。

(2) 納付方法

ア 共通事項

領収証書の発行は、下記キ～ケの場合のみとなります。

納付書に印字されているバーコード、QRコード、納付番号の使用期限は、納付書を発行した日の翌年度の5月31日までとなります。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



(91) 550107 - 6670112026123456789012

260531-0-123456-1

⇒2026年5月31日まで使用可

イ 口座振替

(ア) Web（ウェブ）口座振替受付サービスでの申込

パソコン、スマートフォン等からインターネットを利用して、口座振替の申込みができます。金融機関の窓口に出向く必要がなく、書類への記入や押印も不要です。

(イ) 取扱金融機関の窓口での申込

本人確認書類、通帳、通帳印、納税通知書を持参の上、お申し込みください。

市外の金融機関窓口の場合は、「藤沢市歳入金口座振替依頼書」の持参が必要となりますので、e-kanagawa 電子申請から送付依頼をいただくか、納税課までご連絡ください。

ウ スマートフォン決済アプリ

スマートフォンやタブレット端末で納付書に印字されているQRコードを読み取ることで納付できます。

エ クレジットカード

パソコンやスマートフォン等から、クレジットカードの情報等を入力することで納付できます。

※継続払いはできません。納付の都度、お手続きが必要です。

※納付額に応じたシステム利用料を納付受託者に支払う必要があります。

(ア) 地方税お支払サイト（e L お支払サイト）

QRコードの印字がある納付書が利用できます。QRコードの読取又は収納機関番号・納付番号等の入力により納付できます。

(イ) P C d e s k

e L T A X対応ソフトウェア（D L版／W e b版）を利用して納付できます。複数の自治体に一括納付が可能です。

オ インターネットバンキング

パソコンやスマートフォン等から、インターネットバンキングで納付できます。

(ア) 地方税お支払サイト（e L お支払サイト）

QRコードの印字がある納付書が利用できます。QRコードの読取又は収納機関番号・納付番号等の入力により納付できます。

(イ) P C d e s k

e L T A X対応ソフトウェア（D L版／W e b版）を利用して納付できます。複数の自治体に一括納付が可能です。

カ 金融機関A T M

ペイジーマークの印字がある納付書が利用できます。

金融機関に設置されているペイジー対応A T Mで納付できます。

キ コンビニエンスストア

バーコードの印刷がある納付書が利用できます。現金納付のみとなります。国内の店舗に限ります。

【取扱店舗】

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ニューヤマザキデイリーストア、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK 設置店（ただし、無人端末及び信用金庫内端末を除く）（※）

※「MMK 設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。

ク 金融機関窓口

現金納付のみとなります。納付書が必要となります。一部の金融機関は利用できません。

ケ 市役所納税課・市民センター（藤沢、村岡を除く）

現金納付のみとなります。

市の機関における収納窓口は、電子納付など納付手段の多様化が進むことから、収納事務の効率化のため、令和9年3月31日で終了します。

(3) 延滞金とは

納期限を過ぎた場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、地方税法に基づき、延滞金を納めていただくことになります。

延滞金は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて以下の割合で計算します。

※法人市民税、事業所税の延滞金は、申告区分や申告日によって次の計算方法とは異なる場合があります。詳しくは、納税課までお問い合わせください。

○2021年（令和3年）1月1日以降

延滞金特例基準割合（※1）に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合。）

○2014年（平成26年）1月1日から2020年（令和2年）12月31日まで
特例基準割合（※2）に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合。）

○2000年（平成12年）1月1日から2013年（平成25年）12月31日まで
年14.6%の割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については特例基準割合。）

○1999年（平成11年）12月31日まで
年14.6%の割合（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%の割合。）

（※1）延滞金特例基準割合

平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に、年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

（※2）特例基準割合

○2014年（平成26年）1月1日から2020年（令和2年）12月31日まで
各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%とする。

○2000年（平成12年）1月1日から2013年（平成25年）12月31日まで
各年の前年の11月30日を経過するときにおける、日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年4%を加算した割合。

ア 延滞金割合の推移

これまでの市税延滞金割合の推移

各年	①納期限後 1月以内の割合	②納期限後1月 を経過した日か ら納付日までの 割合
1999年(平成11年)以前	7.3%	14.6%
2000年(平成12年)～ 2001年(平成13年)	4.5%	
2002年(平成14年)～ 2006年(平成18年)	4.1%	
2007年(平成19年)	4.4%	
2008年(平成20年)	4.7%	
2009年(平成21年)	4.5%	
2010年(平成22年)～ 2013年(平成25年)	4.3%	
2014年(平成26年)	2.9%	
2015年(平成27年)～ 2016年(平成28年)	2.8%	9.1%
2017年(平成29年)	2.7%	9.0%
2018年(平成30年)～ 2020年(令和2年)	2.6%	8.9%
2021年(令和3年)	2.5%	8.8%
2022年(令和4年)～	2.4%	8.7%
2026年(令和8年)～	2.8%	9.1%

イ 延滞金の計算式

延滞金 = (税額 × ① × A ÷ 365) + (税額 × ② × B ÷ 365)

A : ①の期間の日数 B : ②の期間の日数

(計算例)

令和8年度市県民税の第1期分(納期限6月30日)34,500円を、12月30日に納めた場合(税額の1,000円未満は切捨て)。

$$\begin{aligned}
 \text{延滞金額} &= \left(34,000 \text{円} \times \frac{\text{最初の1か月} \quad 31 \text{日} \times 2.8\%}{365 \text{日}} \right) + \left(34,000 \text{円} \times \frac{\text{1か月を超える期間} \quad 152 \text{日} \times 9.1\%}{365 \text{日}} \right) \\
 &= 1,300 \text{円}
 \end{aligned}$$

(端数計算)

- ・延滞金計算対象税額の1,000円未満の端数切捨て
- ・延滞金計算過程の1円未満の端数切捨て
- ・延滞金計算結果の100円未満の端数切捨て



ふじきゅん♡

(4) 火災などの災害にあわれたとき

不幸にして火災・風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別の事情がある場合には、その事情に応じて、納める時期を遅らせたり、分割して納めたり、納税額を減らしたりする制度があります。

ア 災害等による期限の延長

災害等による納税者等に対する救済措置として、市税の納付等についての期限を延長することができる制度があります。

その1つとして、市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して、地方税法及び市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限を延長することができます。

対象となる災害等が発生した場合は、対象となる地域及び期限等についての告示を行うとともに、市ホームページに掲載します。

イ 納税の猶予制度

納税の猶予制度には、徴収の猶予と換価の猶予があります。

(ア) 徴収の猶予

税金は、納期限内に納めなければなりません。納税者が次のような事情による場合には、申請に基づいて、納める時期を遅らせたり、納める税額を分割したりすることができます（ただし、猶予の期間は、原則として1年以内に限ります。）。

- ①納税者が、災害を受けたり、盗難にあったとき。
- ②納税者や納税者と生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したとき。
- ③納税者が、事業を廃止し、又は休止したとき。
- ④納税者が、事業について、著しい損失を受けたとき。

(イ) 換価の猶予

換価とは差押え等の滞納処分を行った財産（不動産、給与、預金等）を金銭に換えることをいいます。次のような事情がある場合には、申請に基づいて、差押財産の換価を猶予し、納める税額を分割して納付することができます（ただし、換価の猶予の申請の受付は納付期限を過ぎてから6か月以内です。また、猶予の期間は原則として1年以内に限ります。）。

- ①滞納者が、納税を一時に行うと、生活の維持が困難になると認められるとき。
- ②滞納者が、納税を一時に行うと、事業の継続が困難になると認められるとき。

ウ 市税の減免

納税者が次の要件のいずれかに当たる場合には、担当課までご相談ください。市税が減免されることがあります。

減免を申し出る場合は、原則として、その税の納期の最終日までに申請書を提出してください。

税などの種類	主 な 要 件	担当課
個人の 市民税・県民税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・会社都合の失業などにより、所得が著しく減少し、納付が困難と認められる場合等 	市民税課
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・公益のために専ら使用する場合等 	資産税課
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・公益のため直接専用する場合 ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・障がいのある方又は障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車で、障がいのある方（身体障がい者に限る）が運転するもの又は障がいのある方と生計を一にする方若しくは障がいのある方を常時介護する方が専ら障がいのある方のために運転する場合等 ※障がいのある方1人につき1台に限る ※普通車の自動車税を減免されている方は対象外	納税課
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・事業の形態上、配慮が必要と認められる場合等 	
延滞金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合等 	

(5) 市税に不服があるとき

市税の賦課決定や滞納処分などに関して不服のある人は、市長に対して文書をもって審査請求ができます。

処 分	審 査 請 求 期 間
市税の賦課決定	決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、又は差押にかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
不動産等の差押	差押のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

(6) 納税管理人

個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税などの納税義務者が、市外に住所を移した場合や海外への出張や転勤などにより日本国内に住所を有しない場合に、納税義務者に代わって納税通知書の受け取り、納税、還付金の受領等を行う代理人のことを言います。原則として市内に居住する方のうちから納税管理人を届け出る必要があります。

詳しくは、それぞれの担当課にご相談ください。

(7) 相続人代表者

個人市民税・県民税及び固定資産税・都市計画税などの納税義務者が死亡したときに、相続人の中から納税および還付に関する書類などを変わって受領する代表者を届け出る必要があります。この届け出に基づき、納税通知書や納付書等を送付します。

詳しくは、それぞれの担当課にご相談ください。

(8) 固定資産現所有者

登記簿に登記又は土地家屋補充課税台帳に登録されている個人が死亡している場合、不動産を現に所有している者（相続人等）に納める義務が生じます。相続が発生してから相続登記等が完了するまでの間、主に相続人がその固定資産の現所有者となります。現所有者の方は、その住所及び氏名等、賦課徴収に必要な事項を申告する必要があります。

詳しくは、資産税課にご相談ください。

ご質問にお答えします



私は、ある事情で納税が遅れています。市から届いた督促状には、延滞金や滞納処分のことが書かれていますが、このまま滞納をしているとどうなるのでしょうか。

市税を滞納されますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金がかかります。

(詳しくは8(3)「延滞金とは」をご参照ください)

市税を滞納している方には、督促状を発送し、納税を促しています。督促にも応じず滞納状態が続く場合は、法律の定めに基づき、滞納している方の財産を調査し、判明した財産の差押え等の滞納処分を執行します。差し押えた不動産・動産・債権などの財産は公売等により金銭に換え、滞納となっている市税に充当します。

なお、納付困難な事情のある方については、納付相談を受け付けております。納期限内の納付が困難な方は、事前に来庁又は電話等で納税課にご相談ください。



口座振替を利用していますが、残高不足等で引き落としができなかった場合はどうなりますか。

口座振替は、納期限の日に1回のみ行い、再振替は行いません。もし、引き落としができなかった場合には、後日納付書をお送りしますので、取扱金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、Pay-easy(ペイジー)納付又はコンビニエンスストア等で納めてください。

なお、「全期前納」で登録をしている方で年度当初の振替ができなかった場合、その年度に限り、残りの納期限の日に「期別」で振替が行われます(翌年度からは「全期前納」で振替されます)。



口座振替を利用していますが、口座名義人が死亡した場合はどうなりますか。

口座振替の取扱いを廃止いたしますので、納税課までご連絡ください。

また、引き続き別の口座で口座振替を希望される場合は、再度申込みが必要となります。

(詳しくは62ページをご参照ください)



口座振替をやめたい場合はどうすればいいですか。

藤沢市内の金融機関に「藤沢市歳入金口座振替解約書」がありますので、口座振替をご利用中の金融機関でお手続きいただくか、e-kanagawa 電子申請から「口座振替納付停止申請」をご申請ください。なお、市外に在住の方で解約書の郵送をご希望の場合は、納税課までご連絡ください。

※「口座振替納付停止申請」は、藤沢市から金融機関への口座振替の依頼を停止し、納付書払いに変更するものとなります。口座に紐づいた口座振替契約を解約されたい場合は、「藤沢市歳入金口座振替解約書」でのお手続きが必要です。